

# 子育て支援員研修 FAQ 集

## Q1. 研修の受講対象者は？

東京都内に在住・在勤で、保育や子育て支援等の仕事に关心を持ち、都内において保育や子育て支援等の分野で従事することを希望する方が対象となります。

## Q2. 年齢制限はありますか？

研修受講には年齢制限はありません。

ただし、研修修了後の就職等については、各事業者の条件をご確認ください。

## Q3. 募集時期を教えてください。

コースにより、募集時期が異なります。

令和6年度の募集時期は以下のとおり予定しています。

【地域保育コース】4月、7月、10月（ご自身で見学実習先を確保できる方のみ）

【地域子育て支援コース】7月、10月

【放課後児童コース】7月、10月

【社会的養護コース】7月

※年度により募集人員が異なりますので、最新の情報はホームページでご確認ください。

## Q4. 研修受講の費用はどれくらいかかりますか？

受講料は無料です。

ただし、会場への交通費及び昼食代、オンライン受講の際の通信料等は自己負担となります。また、コースによって、別途、テキスト代や心肺蘇生法講習費用、健康診断等の経費がかかります。詳しくは募集要項を確認してください。

## Q5. 申込は先着順ですか？

先着順ではありません。募集人員を超えた場合は抽選により受講生を決定します。

## Q6. 申込方法を教えてください。

Web又は郵送にてお申し込みください。

なお、各期とも、申込開始日より前、又は申込期日を過ぎてからのお申し込みは無効となります。また、書類に不備・不足がある場合は受付できません。必ず募集期間内に、必要書類をご確認の上、お申し込みください。

## Q7. 基本研修を免除したいのですが、どうしたらいいですか？

①保育士、②社会福祉士、③幼稚園教諭<sup>(※)</sup>、看護師、保健師の資格をお持ちの方は「基礎研修」の受講免除が可能です。ただし③の資格をお持ちの方は、申込時点で、日常的に子供と関わる業務（保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等）に就いている方のみが受講免除の対象となりますので、ご注意ください。

<sup>(※)</sup> 令和5年7月1日時点で有効な教員免許状をお持ちの方が対象になります。有効期限を超過した教員免許状については、都道府県教育委員会にて再授与申請手続を行ってください。

## Q8. 昨年度の子育て支援員研修を受講しましたが、事情により一部未受講の科目があります。どうしたらいいですか？

今年度の研修において、昨年度受講した一部科目の受講免除が可能です。「一部科目修了証書」又は「子育て支援員研修（基礎研修）修了証明書」の写しを添付して申し込んでください。

なお、基礎研修の一部又は専門研修の一部のみ受講した場合、修了証書の有効期限は、それぞれを受講した年度の翌年度までになりますので、ご注意ください。

## Q9. 申込後、受講決定までの流れを教えてください。

各期の申込締切日以降、順次申込内容を確認した上で、東京都において受講決定を行い、各委託事業者より受講決定通知書を送付いたします。受講の可否については、受講決定通知書の到着をお待ちください。

なお、定員を超過した場合は抽選となり、受講ができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

## Q10. 研修を遅刻・欠席・早退・途中退席をした場合はどうなりますか？

その研修科目については未受講扱いになります。

ただし、集合形式で実施する研修においては、公共交通機関の遅れによる遅刻の場合は、「遅延証明書」の提出により、研修開始後 15 分までは受講扱いとなります。

## Q11. 見学実習について教えてください。

「地域保育コース」及び「地域子育て支援コース（利用者支援事業・基本型）」を受講する方は、指定された期間内に見学実習を行っていただきます。

なお、「地域保育コース」については、事務局でご用意する見学実習の受入枠に限りがあるため、申込みの状況により、見学実習に代わる対応（見学実習と同程度の内容を担保した講義・演習）となる場合があります。この場合、通常よりも修了時期が遅くなる可能性がありますので、ご了承ください。また、既に保育所等で勤務されている方は、可能な限りご自身で見学実習先を確保していただくよう、ご協力をお願いします。

## Q12. 修了にあたり、テスト等はありますか？

それぞれのコースにおいて、研修の習熟度を確認するための確認テストを行います。

## Q13. 修了証書はいつ頃届きますか？

修了証書は、受講対象となる科目が全て修了した方に交付します。受講修了してから（見学実習が必要な方は、見学実習レポート及び見学実習出席確認書、又は見学実習代替講義レポートを受理してから）、概ね 1 か月半から 2 か月程度かかりますので、あらかじめご了承ください。

## Q14. 子育て支援員として勤務するにはどうしたらいいですか？

就職先のご紹介はしておりませんので、ご自身で就職先を探していただくことになります。各区市町村の広報紙などに掲載される求人情報やハローワーク等で確認していただく他、東京都福祉人材センター、東京都保育人材・保育所支援センターでの求人情報の確認や相談、東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」を活用した情報収集も可能ですので、ご活用ください。

◆東京都福祉人材センター（フクシロウ）

⇒ <https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/>

◆東京都保育人材・保育所支援センター（ホイクマ）

⇒ <https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/hoiku/>

◆東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」

⇒ <https://www.fukushijinz ai.metro.tokyo.lg.jp/>

